

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県廿日市市永原164番1
氏名 株式会社 きやま
代表取締役 鈴木 雅人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎 英彦



許可の年月日 平成26年5月12日

許可の有効年月日 平成31年5月11日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管を含む。）

産業廃棄物の種類

【積替え・保管を含む。】

廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、鋳さい及びがれき類（これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物を含む、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

【積替え・保管は含まない。】

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、がれき類及びばいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む、廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- 広島県廿日市市永原字芋ヶ迫山10164番1 11.0㎡、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及び鋳さい、2.6㎡、容器保管
- 広島県廿日市市永原字芋ヶ迫山10164番1 0.49㎡、廃油、0.2㎡、容器保管
- 広島県廿日市市永原字芋ヶ迫山10164番1 0.49㎡、廃酸、0.2㎡、容器保管
- 広島県廿日市市永原字芋ヶ迫山10164番1 0.49㎡、廃アルカリ、0.2㎡、容器保管
- 広島県廿日市市永原字芋ヶ迫山10164番1 0.77㎡、廃酸及び金属くず、0.55㎡、容器保管
- 広島県廿日市市永原字芋ヶ迫山10164番1 0.77㎡、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、0.55㎡、容器保管
- 広島県廿日市市永原字芋ヶ迫山10164番1 6.4㎡、がれき類、5.8㎡、容器保管
- 広島県廿日市市永原字芋ヶ迫山10164番1 0.43㎡、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、0.16㎡、容器保管

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年6月4日	更新許可
平成27年3月13日	積替え又は保管場所の変更
平成28年3月25日	積替え又は保管場所の変更
平成30年12月3日	積替え又は保管場所の変更
平成31年1月8日	氏名の変更

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

見本